

秋田公立美術大学社会連携委員会規程

平成30年3月30日
規程第7号

(設置)

第1条 秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。）第60条第2項の規定に基づき、秋田公立美術大学社会連携委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会貢献事業に関する計画および予算
- (2) 产学官が連携して行う事業に関する事項
- (3) 地域、他大学、高校等と連携して行う事業に関する事項
- (4) 知的財産の管理に関する事項
- (5) 大学の芸術発信に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名する者 1人
- (2) 専任教員のうち学長が指名する者 4人以内

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、委員を増減し、又は期間を定めたうえで同項に規定する者以外の者を委員とすることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、学長がただちに補欠の委員を指名するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会の審議の経過、結果等を学長に報告しなければならない。

(専門部会)

第7条 委員会は、社会連携に関する専門の事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
- (関係者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事録は、委員が作成し、議長が確認の上、署名する。

- 2 前項の議事録は、事務局長が保管するものとする。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の協議内容について、学長又は学長が指定する会議もしくは者に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する

(公立大学法人秋田公立美術大学社会貢献センター規程の廃止)

2 公立大学法人秋田公立美術大学社会貢献センター規程（平成25年規程第15号）は廃止する。

